

2－3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」(以下「保険料控除申告書」といいます。)に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください(税務署から配布している保険料控除申告書は、配偶者特別控除申告書との兼用用紙となっています。)。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

生命保険料控除の対象となる生命保険料は、次の(1)に掲げる生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

(注) 次に掲げる保険料や掛金は、生命保険料控除の対象となりません。

- ① 保険期間などが5年未満の生命保険契約などで、その期間満了の日に生存している場合又はその期間中に特定の感染症など特別の事由で死亡した場合に限り保険金等が支払われることになっている、いわゆる貯蓄保険の保険料
- ② 外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等に基づく保険料
- ③ 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金
- ④ 傷害保険契約に基づく保険料
- ⑤ 信用保険契約に基づく保険料

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、次に掲げる保険契約等をいいます。

ただし、その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、**保険金、共済金その他の給付金**(以下「**保険金等**」といいます。)の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族となっていることが必要です。

- ① 生命保険会社又は外国生命保険会社等と締結した保険契約のうち生存又は死亡に基いて一定額の保険金等が支払われるもの(外国生命保険会社等については国内で締結したものに限ります。)
- ② 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約(以下「**旧簡易生命保険契約**」といいます。)
- ③ 次の組合等と締結した生命共済に係る契約又はこれに類する共済に係る契約(以下「**生命共済契約等**」といいます。)
 - 農業協同組合又は農業協同組合連合会(以下「**農協等**」といいます。)
 - 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会(以下「**漁協等**」といいます。)
 - 消費生活協同組合連合会
 - 共済事業を行う特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会(平成26年4月1日以後に支払う掛金から適用)又は特定共済組合連合会
 - 神奈川県民共済生活協同組合、教職員共済生活協同組合、警察職員生活協同組合、埼玉県民共済生活協同組合、全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合、電気通信産業労働者共済生活協同組合又は日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

- 全国理容生活衛生同業組合連合会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ④ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由により保険金等が支払われる保険契約のうち、病院又は診療所に入院して医療費を支払ったことその他の一定の事由（以下「医療費等支払事由」といいます。）に基因して保険金等が支払われるもの（外国生命保険会社等又は外国損害保険会社等についても同様です。）
- ⑤ 確定給付企業年金に係る規約
- ⑥ 適格退職年金契約

(2) 生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」は、次のとおりです。

イ 一般の生命保険料

生命保険料控除の対象となる「一般の生命保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（ロの「介護医療保険料」及びハの「個人年金保険料」を除きます。）をいい、「新生命保険料」と「旧生命保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約等の範囲
新生 命 保 険 料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等 (注) 右の1～3の契約等に係るものにあっては生存又は死亡に基因して一定額の保険金等を支払うことを約する部分に係る保険料等などの一定のものに限ります。	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの 4 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等
旧 命 保 険 料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約 3 (1)③に掲げる契約 4 (1)④に掲げる契約 5 (1)⑤及び⑥に掲げる契約等

ロ 介護医療保険料

生命保険料控除の対象となる「介護医療保険料」とは、生命保険会社又は損害保険会社等と締結した一定の生命保険契約等に基づいて支払った次の保険料等（イの「新生命保険料」を除きます。）をいいます。

区分	内 容	契約等の範囲
介 護 医 療 保 険 料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものなど一定のもの	1 (1)④に掲げる契約 2 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる(1) ②又は③に掲げる契約のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ハ 個人年金保険料

生命保険料控除の対象となる「個人年金保険料」とは、年金を給付する定めのある一定の生命保険契約等（退職年金を給付する定めのあるものは除かれます。）のうち、一定の要件

を満たすものに基づいて支払った次の保険料等をいい、「新個人年金保険料」と「旧個人年金保険料」とに区分されます。

区分	内 容	契約の範囲
新個人年金保険料	平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	次の契約で年金の給付を目的とするもの 1 (1)①に掲げる契約 2 (1)②に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの 3 (1)③に掲げる契約のうち生存又は死亡に基 因して一定額の保険金等が支払われるもの (注) 傷害特約や疾病特約等が付されている契 約の場合には、その特約に関する要件を除 いたところで所定の要件等を満たす契約に 該当するかどうかを判定します。
旧個人年金保険料	平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した右の保険契約等に基づいて支払った保険料等	

また、個人年金保険料の対象となる保険契約等ごとの要件は、次の表のとおりです。

区 分	契 約 の 範 囲	契 約 の 要 件
1 上記(1)①の 契約	契約の内容が次の(1)から(4)までの要件 を満たすもの (1) 年金以外の金銭の支払（剩余金の分 配及び解約返戻金の支払は除きます。） は、被保険者が死亡し又は重度の障害 に該当することとなった場合に限り行 うものであること。 (2) (1)の金銭の額は、その契約の締結日 以後の期間又は支払保険料の総額に応 じて遞増的に定められていること。 (3) 年金の支払は、その支払期間を通じ て年1回以上定期に行うものであり、 かつ、年金の一部を一括して支払う旨 の定めがないこと。 (4) 剩余金の分配は、年金支払開始日前 に行わないもの又はその年の払込保険 料の範囲内の額とするものであること。	1 年金の受取人 保険料等の払込みをする者又はその 配偶者が生存している場合には、これ らの者のいずれかとするものであるこ と。 2 保険料等の払込方法 年金支払開始日前10年以上の期間に わたって定期に行うものであること。 3 年金の支払方法 年金の支払は、次のいずれかとする ものであること。 (1) 年金の受取人の年齢が60歳に達し た日以後の日で、その契約で定める 日以後10年以上の期間にわたって定 期に行うものであること。 (2) 年金受取人が生存している期間に わたって定期に行うものであること。 (3) (1)の年金の支払のほか、被保険者 の重度の障害を原因として年金の支 払を開始し、かつ、年金の支払開始 日以後10年以上の期間にわたって、 又はその者が生存している期間にわ たって定期に行うものであること。
2 旧簡易生命保 険契約	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件 を満たすもの	
3 農協等・漁協 等と締結した生 命共済契約等	契約の内容が1の(1)から(4)までの要件 に相当する要件その他の財務省令で定め る要件を満たすもの	
4 3以外の生命 共済契約等	一定の要件を満たすものとして、財務 大臣の指定するもの	

- (3) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。
- 新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。
- (4) 生命保険契約等に基づき剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剩余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

〔注意事項〕

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族だけであるかどうか。
なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。
この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。
 - (1) 払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。
 - (2) 保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金額は、支払った保険料に含まれます。
 - (3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\frac{\text{前納保険料の総額}}{\left(\begin{array}{l} \text{前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額} \end{array} \right)} \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 4 生命保険契約等に基づき剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剩余金や割戻金が保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剩余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。
この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剩余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。
- 5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。
- 6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

証明書類

旧生命保険料にあっては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剩余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剩余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剩余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

- (1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってよいことになっています。
- (2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。
- ① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料
- ② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料
- (注) 確認した場合は、その旨の認印を保険料控除申告書に押してください。
- (3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。
なお、郵便振替などをを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。
- (4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年1月から9月までの払込みの状況がわかる事項が記載されればよいことになっています。

生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額（①、②、③のうち最も大きい金額）、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額（④、⑤、⑥のうち最も大きい金額）の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保険料の区分		控除額
一般的 生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記①及び②の金額の合計額 (最高4万円) (③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金 保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 ((3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合	上記④及び⑤の金額の合計額 (最高4万円) (⑥)

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

（注）控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔記載例〕 保険料控除申告書（生命保険料控除）

（平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書）

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分 あなたの統柄	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額） (a)	給与の支払者の確認印
				氏名	新・旧の区分 あなたの統柄			
××生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧 ^(a)	24,000 円	
▲▲生命	養老	10年	同上	同上	同上	新・旧 ^(a)	36,000	
						新・旧 ^(a)		
						新・旧 ^(a)		
(2)のうち新保険料等の金額の合計額	A 24,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		① (最高40,000円) 22,000 円	計(①+②)	(最高40,000円) 40,000		
(2)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 36,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		② (最高50,000円) 30,500 円	②と③のいずれか大きい金額	① 40,000 円		
介護医療保険料	××生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻	新・旧 ^(a)	48,000 円
							(a)	
(2)の金額の合計額	C 48,000 円			Cの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	計(①+②)	(最高40,000円) 40,000		
個人年金保険料	○○生命	○○年金	30年	山川太郎	山川太郎	本人 支払開始日 H43. 7. 1	新・旧 ^(a)	72,000 円
						支払開始日	(a)	
						支払開始日	(a)	
(2)のうち新保険料等の金額の合計額	D 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額		④ (最高40,000円) 円	計(④+⑤)	(最高40,000円) 40,000		
(2)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 72,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額		⑤ (最高50,000円) 43,000 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑥ (最高40,000円) 43,000		
計算式Ⅰ（新保険料等用）※				計算式Ⅱ（旧保険料等用）※				生命保険料控除額 計(①+②+④) (最高120,000円) 115,000 円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		A、C又はD × ½ + 10,000円		25,001円から50,000円まで		B又はE × ½ + 12,500円		
40,001円から80,000円まで		A、C又はD × ¼ + 20,000円		50,001円から100,000円まで		B又はE × ¼ + 25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

● 地震保険料控除

地震保険料とは

(1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

地震保険料控除の対象となる保険料等は、次に掲げる損害保険契約等に基づいて支払った地震等損害部分の保険料又は掛金です。

- ① 損害保険会社又は外国損害保険会社等と締結した保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を填補するもの（損害保険会社又は外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる一定の保険契約は除かれます。また、外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります。）
- ② 農業協同組合又は農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約又は火災共済契約
- ③ 農業共済組合又は農業共済組合連合会と締結した火災共済契約又は建物共済契約
- ④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会と締結した建物若しくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約又は火災共済契約
- ⑤ 火災共済協同組合と締結した火災共済契約（平成26年4月1日からは、火災等共済組合と締結した火災共済契約）
- ⑥ 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約又は自然災害共済契約
- ⑦ 消費生活協同組合法第10条第1項第4号の事業を行う次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約

Ⓐ教職員共済生活協同組合 Ⓑ全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合
Ⓒ電気通信産業労働者共済生活協同組合 Ⓒ日本郵政グループ労働者共済生活協同組合

(注) 1 「地震等損害」とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害をいいます。

2 次に掲げる保険料又は掛金は地震保険料控除の対象となりません。

イ 地震等損害により臨時に生ずる費用又はその資産の取壊し若しくは除去に係る費用その他これらに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

ロ 一の損害保険契約等の契約内容につき、次の算式により計算した割合が $\frac{20}{100}$ 未満であることとされている場合における地震等損害部分の保険料又は掛金（(注) 2イに掲げるものを除きます。）

$$\frac{\text{地震等損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(※3)}}{\text{火災}^{(※1)} \text{による損害により資産について生じた損失を填補する保険金又は共済金の額}^{(※2)}} < \frac{20}{100}$$

- (※) 1 「火災」は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除きます。
- 2 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その火災により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 3 損失の額を填補する保険金又は共済金の額の定めがない場合には、その地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額とします。
- 4 損害保険契約等において地震等損害により家屋等について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金の額が、地震保険に関する法律施行令第2条（保険金額の限度額）に規定する限度額（原則として家屋については5,000万円、家財については1,000万円）とされている保険契約については、上記計算式にかかわらず地震保険料控除の対象となります。

- (2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を控除した残額が、「支払った地震保険料の金額」になります。

- (3) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。
- （注）「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。
- ① 保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること
 - ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること
- (4) この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

〔注意事項〕

1 保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、本人又は本人と生計を一にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

2 保険料の支払内容等

(1) 本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2) 本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので25ページを参照してください。

(3) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合、証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

なお、証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、25~26ページを参照してください。

地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—		その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$(支払った保険料等の金額の合計額) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	5万円

(注) 1 ここでいう地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。

2 一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

〔記載例〕保険料控除申告書（地震保険料控除）

(平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書)

地 震 保 険 料 控 除	保険会社等 の名稱	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となった		地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剰 余金等の控除後の金額) Ⓐ	給与の 支払者の 確認印
					家屋等に居住又は家 財を利用している者等 の氏名	あなたの 統柄			
	○○火災	地震(建物)	5	山川太郎	山川太郎	本人	地震・旧長期	30,000円	
	△△火災	積立傷害	12	同上	同上	同上	地震・旧長期	19,600	
	Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額		Ⓑ 30,000円	Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額		Ⓒ 19,600円			
	地震保険料 控除額	(最高50,000円)		(Ⓒの金額(Ⓒの金額が 10,000円を超える場合は、 Ⓒ×½+5,000円)※		(最高15,000円)	=	(最高50,000円)	
		(最高50,000円)		14,800円			=	44,800円	

● 社会保険料控除

社会保険料とは

- (1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、次に掲げるものです。
- ① 健康保険、雇用保険、船員保険又は農業者年金の保険料で被保険者として負担するもの
 - ② 健康保険法附則又は船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金
 - ③ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
 - ④ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料）
 - ⑤ 介護保険法の規定による介護保険料
 - ⑥ 国民年金の保険料で被保険者として負担するもの及び国民年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑦ 厚生年金保険の保険料で被保険者として負担するもの及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金
 - ⑧ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料
 - ⑨ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による掛金（地方公務員等共済組合にあっては特別掛金を含みます。）
 - ⑩ 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金
 - ⑪ 恩給法の規定による納金
 - ⑫ 地方公共団体の条例により組織された互助会が行う職員の相互扶助に関する制度で一定の要件を備えているものとして所轄税務署長の承認を受けた制度に基づき、その互助会の構成員である職員が負担する掛金
 - ⑬ 公庫等の復帰希望職員の掛金
- （注）①及び②には、船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員保険法の被保険者とみなされた労務供給船員が支払う船員保険の保険料を含みます。
- (2) 社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。
- ① 健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの
 - ② 国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの
- （注）介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人には原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。
- (3) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。
- （注）後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。

証明書類

上記(1)に掲げる社会保険料のうち、⑥の保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

この場合、証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明

書などをいいます。

(注) 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

- (1) 本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（51ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。
 - (2) この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください。）。
 - (3) 給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。
- (注) 特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

〔注意事項〕

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります。

$$\frac{\text{前納保険料の総額}}{\left(\begin{array}{l} \text{前納により割引された場} \\ \text{(合には、その割引後の金額)} \end{array} \right)} \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません。

● 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは

- (1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。
- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
 - ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金
 - ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金
- （注）掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。
- (2) この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものがあり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要はありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

〔注意事項〕

- 1 本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明書類を添付して提出又は提示されているかどうか。
- 2 本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したもののが含まれていないかどうか。
この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の〔注意事項〕(32ページ)を参照してください。
- 3 前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。
- 4 毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります(32ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。)。

(3) 保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します。

[記載例] 源泉徴収簿への記入

(平成26年分 給与所得者の保険料控除申告書)

(源泉徴収簿)

保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分 あなたがこの金額(分配を受けた保険金等の控除後の金額) (①)	あなたの本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた保険金等の控除前の金額) (②)	給与の支払者の確認印
	氏名	続柄			
山川太郎	山川明子	妻	新・旧② ^③ 24,000 円	新・旧① ^② 36,000	
同上	同上	同上	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
山川太郎	山川明子	妻	新・旧② ^③ 48,000 円	新・旧② ^③	
山川太郎	山川太郎	本人	新・旧② ^③ 72,000 円	新・旧② ^③	
年	支払開始日	支払開始日	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
未	支払開始日	支払開始日	新・旧② ^③	新・旧② ^③	
※	計算式Ⅱ(旧保険料等用)※	計算式Ⅱ(旧保険料等用)※	保険料控除額	保険料控除額	
算式	B又はEの金額	控除額の計算式	計(④+⑤+⑥)	計(④+⑤+⑥)	
員	25,000円以下	B又はEの全額	(最高40,000円)	(最高40,000円)	
+10,000円	25,000円から50,000円まで	B又はE×4/5+12,500円	(最高50,000円)	(最高50,000円)	
+20,000円	50,001円から100,000円まで	B又はE×4/5+25,000円	(最高120,000円)	(最高120,000円)	
100,001円以上	一律に50,000円		115,000 円	115,000 円	
保険等の契約者の氏名	保険等の対象となった家屋等に居住又は家を利用している者等の氏名	地図等の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた保険金等の控除後の金額) (⑧)	給与の支払者の確認印	
山川太郎	山川太郎	本人	新・旧長期③ 30,000 円	新・旧長期③ 19,600	
同上	同上	同上	新・旧長期③ 19,600	新・旧長期③ 19,600	
⑨ 30,000 円	⑩ のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	⑪ (最高15,000円)	⑫ (最高50,000円)	⑬ 19,600 円	
⑭ + [⑮ の金額(⑯ の金額が10,000円を超える場合は、⑯ × 4/5 + 5,000円) ※]	⑯ (最高15,000円)	⑰ (最高50,000円)	⑱ 14,800 円	⑲ 44,800 円	

年	区 分	金 額	税 額	年 調	
				給 料 等 当 等	賞 与 等 等
年	給 料 等 当 等	①	③	④	⑥
年	賞 与 等 等	④	⑥	⑦	⑧
年	合 計	⑨	⑩	⑪	⑫
年	給与所得控除後の給与等の金額	⑪	⑫	配偶者の合計所得金額(19,600 円)	年
年	社会保険料等からの控除分(②+⑤)	⑩	1,023,601	旧長期損害保険料支払額(19,600 円)	年
年	控除額(報告による社会保険料控除額)(⑪+⑫)	⑪	⑫	前のうち小規模企業共済等掛金の金額(19,600 円)	年
年	生命保険料の控除額	⑬	115,000	旧のうち国民年金保険料等の金額(19,600 円)	年
年	地震保険料の控除額	⑭	44,800	未	未
年	配偶者特別控除額	⑮	⑯	配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び被扶養者等の控除額の合計額(19,600 円)	年
年	年調所得税額(⑨-⑩)	⑭	⑮	年調所得税額(⑨-⑩)	年
年	年調年賦額(⑭ × 102.1 %)	⑭	⑮	年調年賦額(⑭ × 102.1 %)	年
年	差引超過額又は不足額(⑭-⑮)	⑭	⑮	差引超過額又は不足額(⑭-⑮)	年
年	超過額未払額に係る未徴収の税額に充当する金額	⑭	⑮	超過額未払額に係る未徴収の税額に充当する金額	年
年	差引還付する金額(⑭-⑮)	⑭	⑮	差引還付する金額(⑭-⑮)	年
年	精算同上の本年中に還付する金額	⑭	⑮	精算同上の本年中に還付する金額	年
年	精算うち翌年において還付する金額	⑭	⑮	精算うち翌年において還付する金額	年
年	不足額の精算	⑭	⑮	不足額の精算	年
年	本年最後の給与から徴収する金額	⑭	⑮	本年最後の給与から徴収する金額	年
年	翌年に繰り越して徴収する金額	⑭	⑮	翌年に繰り越して徴収する金額	年